

公示

関税法施行令第22条第1項の規定に基づき、「石巻港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」(平成5年塩公示第1号)を全面改正し、「石巻港における外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所を指定する公示」として、平成17年4月1日から適用することとしたので公示します。

平成17年3月23日

塩釜税関支署長 村上猛俊

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
南浜大型桟橋、南浜埠頭2、3号岸壁	【交通】制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
日和埠頭6、7号岸壁	
中島埠頭1～4号岸壁	
大手埠頭1～5号岸壁	
雲雀野中央埠頭1、2号岸壁	
保税地域前面の岸壁又は物揚場(積卸に限る。)	【積卸】当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

注)

- 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンスにより制限している区域をいう。
- 「ゲート」とは、1.に記載したフェンスに港湾施設管理者が設置したゲートをいう。
- 今回の改正により、「日和埠頭1～5号岸壁」について、交通場所としての指定、輸出入貨物及び船用品の積卸場所としての指定を取り消し、「大手埠頭3～5号岸壁」について、交通場所としての指定、輸出入貨物および船用品の積卸場所として指定する。